解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月三十日

和歌山市有本五五三番地チサンマンション中之島七〇五

一般社団法人紀州文芸振興協会

代表清算人　山本　明

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月三十日

岡山市北区津高台三丁目二〇四一番地八

合同会社ＡＹＡ

清算人　小林　直樹

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月三十日

岡山県倉敷市玉島上成四九七番地五

合同会社ＫＯＭＡＬＡＢＯ

清算人　小槇　吉男

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月三十日

広島県福山市引野町三丁目一三―三〇

株式会社１０９宅食

代表清算人　徳永　一郎

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月三十日

徳島市国府町東黒田字桜ノ本五六番地

リプター株式会社

代表清算人　山野　真司

解散公告

当社は、令和八年一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月三十日

香川県高松市峰山町一八二二番地一七

有限会社篠原建築設計事務所

清算人　西岡　和則

解散公告

当社は、令和八年一月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月三十日

福岡県糟屋郡粕屋町花ヶ浦三丁目九番二号

エーチティーケー株式会社

代表清算人　于　勝男

解散公告

当社は、令和八年一月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月三十日

福岡市博多区堅粕三丁目一九番一五―一〇五号

株式会社リリックス

代表清算人　山野　和彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月三十日

福岡市早良区次郎丸五丁目一三番五六号

ｆｉｋａ次郎丸三〇一号室

ネコスケ株式会社

代表清算人　岩根　一樹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月三十日

熊本県天草市東浜町一五番一三号

有限会社前田商事

清算人　前田祐理子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月三十日

鹿児島県姶良市鍋倉一四六九番地

有限会社長建工業

清算人　堂平代志子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月三十日

鹿児島市谷山中央一丁目四二六九番地九

有限会社アイ・サービス

清算人　平　良昭

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月三十日

鹿児島県霧島市国分中央三丁目一二番七号

有限会社佐藤精肉店

清算人　佐藤　公彦

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年八月十八日開催の理事会の決議及び評議員会の決議並びに東京都知事の認可により令和七年十二月二十二日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月三十日

東京都足立区古千谷本町二丁目一二番一八号

学校法人浄円学園

清算人　大島　康裕

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十一月六日甲府地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月三十日

山梨県南都留郡忍野村忍草三四四八番地二

宗教法人蓮道会

清算人　弁護士　國澤雄次郎

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年十二月三十一日を以て解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月三十日

山口県周南市大字大向一三四七番地の一

農事組合法人みらい向の里

清算人　隅　哲也

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十月十八日をもって、責任役員の定数の全員の同意により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月三十日

香川県仲多度郡まんのう町帆山一七七番地

正圓寺

清算人　岩倉　節夫